

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、企業が競争力のある効率的な経営を行うための必須条件であるとの認識に立ち、また株主が求める投資収益の最大化を実現するために、グローバルスタンダードに基づく公正な経営を目指しております。

当社は、2015年11月9日にコーポレートガバナンス・ガイドライン(以下、ガイドライン)を制定しました。当社のガバナンスに関わる様々な基本方針、考え方について記載しておりますので参照ください。

<https://www.innotech.co.jp/corporate/pdf/guideline151109.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

・補充原則4-8-2

当社は、独立社外取締役が少数である期間においては、筆頭独立社外取締役を定めない体制が、社外取締役の活発かつ自主的な活動の場を提供するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

ガイドライン第24条および第25条を参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

ガイドライン第13条を参照ください。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の運用が従業員の資産形成および自らの財政状況に影響を与えることを認識しており、資産運用に係る人材には財務経理部門や人事部門の部門長等、適切な資質を持った人材を配置するとともに、利益相反が適切に管理されるよう、従業員代表とも連携を取って運営を行っております。また企業年金の積立金の運用はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関に委託しており、定期的に各運用機関の年金資産運用状況等についてモニタリングを実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念については当社ウェブサイトおよびガイドライン第3条に記載しておりますので、参照ください。また、経営戦略、中期経営計画は当社決算説明会資料および当社ウェブサイトの社長インタビューに記載しておりますので参照ください。

トップメッセージ <https://www.innotech.co.jp/corporate/message/>

経営理念 <https://www.innotech.co.jp/corporate/rinen/>

中期経営計画 <https://www.innotech.co.jp/ir/policy/midterm.html>

決算説明会資料 <https://www.innotech.co.jp/ir/library/>

(ii)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」または、ガイドラインを参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

ガイドライン第10条を参照ください。

また、取締役会の諮問機関として、独立役員が委員の過半数を占める任意の諮問委員会を設置しており、取締役の役員報酬の内容等について審議し、助言・提言を行っております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

ガイドライン第7条から第9条を参照ください。

また、取締役会の諮問機関として、独立役員が委員の過半数を占める任意の諮問委員会を設置しており、取締役及び監査役の選解任の内容等について審議し、助言・提言を行っております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社内取締役の選任理由につきましては本報告書に添付しますので参照ください。

社外取締役・監査役については本報告書に記載しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

ガイドライン第7条を参照ください。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
ガイドライン第14条を参照ください。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役の選解任については独立役員が委員の過半数を占める任意の諮問委員会が審議し、助言・提言を行っております。当社の取締役会はその役割・責務を実行的に果たすため国際経験豊かな外国籍の取締役をはじめとする様々な知識・経験・能力を有する役員で構成されており、さらに女性監査役が議論に参加することでその多様性を確保しております。

・補充原則4 - 11 - 1
ガイドライン第7条を参照ください。

・補充原則4 - 11 - 2
当社は、当社の取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況について株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

・補充原則4 - 11 - 3
当社は、2015年度から取締役会の実効性評価を行っております。今年度も全ての取締役・監査役を対象に、匿名のアンケートによる評価を行いました。
アンケートは「取締役会の構成」「取締役会の運営状況」「諮問委員会の構成と役割」「諮問委員会の運営状況」「社外取締役に対する支援体制」「監査役の役割・監査役に対する期待」「投資家・株主との関係」の各観点から作成された設問で構成されていました。
その結果、総合的に取締役会の運営および議論の内容については概ね実効性が確保できていることが確認されました。当社としては、取締役会の実効性をさらに高め、経営戦略などに関する議論を充実させていくために、必要な体制整備を継続的に行ってまいります。

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

・補充原則4 - 14 - 2
ガイドライン第11条を参照ください。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社ウェブサイトにて「IRポリシー」を開示しておりますので参照ください。
<https://www.innotech.co.jp/ir/policy.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本投資株式会社	1,656,600	11.28
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	700,400	4.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	602,800	4.10
株式会社南青山不動産	541,800	3.69
CADENCE TECHNOLOGY LIMITED(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	456,000	3.10
株式会社みずほ銀行	420,000	2.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	387,000	2.63
株式会社三井住友銀行	320,000	2.18
第一生命保険株式会社	280,000	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	273,300	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

【大株主の状況】

イ. 当社は2019年3月31日現在で自己株式1,011,618株(割合6.44%)保有しておりますが、上記【大株主の状況】からは除外しております。

ロ. 2018年11月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社レノが2018年11月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質的所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は2019年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

株式会社レノ 保有株券等の数 541,800株、株券等保有割合 2.97%

ハ. 2019年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2019年2月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているも

の、アセットマネジメントOne株式会社については当社として2019年3月31日現在における実質的所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は2019年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行	保有株券等の数	420,000株、株券等保有割合	2.68%
みずほ証券株式会社	保有株券等の数	33,100株、株券等保有割合	0.21%
アセットマネジメントOne株式会社	保有株券等の数	532,200株、株券等保有割合	3.39%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安生一郎	他の会社の出身者													
坂 篤郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安生一郎		当社は、安生一郎氏が代表取締役を務める株式会社実装パートナーズとの間に、コンサルティング契約に基づく取引がございましたが、2016年5月31日で契約を終了しており、その取引額も600千円であり、僅少であったことから特別な利害関係を生じさせる重要性はないと考えております。 同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。	長年の半導体事業の経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制を強化できるものと判断し、社外取締役として選任されております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出るものであります。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤功		同氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。	長年に渡りIT関連事業に幅広く関わり、企業経営者として豊富な経験を有していることに加え、リース事業の経営経験により財務・会計に関する十分な知見も有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任されております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出ております。
田中伸男		同氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。	国際的な知識・経験を豊富に有していることから、当社の海外進出時における大所高所からのアドバイスを期待し、社外監査役として選任されております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出ております。
栗崎由子		同氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。	欧州の国際機関、多国籍企業における長年の国際ビジネス経験を通じ、高度なグローバル感覚を有しており、昨今の社会情勢の変化に応じて、グローバル化を進める当社の監査業務をより充実させること、及び女性監査役として有効なアドバイスを期待し、社外監査役として選任されております。 同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から独立役員として期待される役割を果たすことができるため、独立役員として指定し届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬については、月額報酬のほか、業績連動型報酬、株式価値を反映した株主の長期利益と連動する報酬（株式関連報酬）をそれぞれ支給する方針とし、当社の企業価値向上への意欲を高めることのできる仕組みとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの連結業績等に基づく「賞与」であり、その支給に関しては年度の利益目標の達成を条件とし、各取締役への配分は年度利益への貢献のみならず、長期的な観点での会社への貢献、評価を加味した公正なものでなければならないこととしております。

業績連動型報酬、株式関連報酬の支給に関しては、諮問委員会で審議され、その答申をもとに取締役会にて決定しており、社外取締役の意見が十分に反映される決定プロセスをとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

（役員報酬）

取締役に支払った報酬 225,972千円（基本報酬 179,661千円、業績連動報酬 39,600千円、譲渡制限付株式報酬 6,711千円）

社外役員に支払った報酬 40,800千円（基本報酬 40,800千円）

合計 266,772千円

（注）上記には、2018年6月22日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役2名及び辞任により退任した監査役1名を含めて記載しております。

（注）使用人兼務取締役に対する使用人給と相当額（賞与を含む）は、上記には含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬は、役員報酬規程に定める各役位の月額限度額以内を前提としておりますが、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外役員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする任意の諮問委員会を設置しております。諮問委員会は株主総会の決議及び役員報酬規程に定める基準並びに業績評価に基づき、報酬総額及び代表取締役社長を含む業務執行取締役の個人別報酬額の妥当性・公平性について審議を行い、その答申をもとに取締役会は個人別報酬額を決定しております。監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役（当社の取締役は21名以内とする旨定款に定めております。）の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第15回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。また、2017年6月21日開催の第31回定時株主総会において、前述の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し年額150百万円以内の譲渡制限付株式を付与する報酬制度を決議いただいております。監査役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第25回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、内部監査室および会計監査人との間で適時意見や情報の交換を行い、経営の監視機能強化および監査の実効性向上に努めております。また、取締役会の役割・責任を果たすため、取締役会運営所管部署から事前に取締役会の議案および報告の背景・目的・内容について個別説明を受ける等のサポート体制の構築をしております。

取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとしております。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとしております。監査役は経営および業務執行に関する重要事項を審議する経営会議、各営業部門の営業状況・重点施策等の月次報告を行う営業会議に出席できることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会を中心とした企業統治の体制としております。本報告書提出日現在、取締役ににつきましては9名を選任し、責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応のため、任期を1年としております。取締役のうち2名は社外取締役であり、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。監査役につきましては4名を選任しており、うち3名を社外監査役とすることで、監査の独立性が十分に保たれているものと考えております。

また、取締役会の諮問機関として、独立役員が委員の過半数を占める任意の諮問委員会を設置し、取締役及び監査役の選任・解任や役員報酬

の内容等について助言・提言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任の強化を図っております。

(監査役監査および内部監査の状況)

監査役は定例および臨時の取締役会に出席し、さらに常勤監査役は社内の重要会議に出席しております。また、会社法等の法令に基づいた監査役による監査のほか、内部監査室と連携して当社グループの全部門を対象に定期的な内部監査を実施しております。当社は内部監査室を設置しており、会社の業務運営が法令、定款、社内規程などに従って適正かつ有効に執行されているかを「内部監査規程」に基づき検証しております。なお、内部監査室の人員は、本報告書提出日現在、専従3名となっております。

(会計監査の状況)

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、経営情報を正しく提供する等、公平不偏な会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会に業務執行の権限および責任を集中させ、現実的かつ機動的な経営の遂行を担わせる一方で、監査役および監査役会は、業務執行および取締役会から組織的な独立性を確保しつつ監査機能を担わせる体制が、当社に最適なガバナンス体制と考え、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本年の株主総会は、多くの株主様にご出席いただくため集中日を避け、2019年6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものも含む)を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームの導入により、実質株主様に対して招集通知の内容を早くご案内することができます。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトにて、英文の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて、当社のIRポリシーを掲載しています。 https://www.innotech.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年2月および5月に個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(5月、11月)決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信、事業報告書、IRカレンダーなどの情報を掲載しております。 https://www.innotech.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 TEL045-474-9030 IR担当役員: 取締役管理本部長 棚橋 祥紀	
その他	皆様に会社の状況をより理解いただくため、決算説明会の様子は当社ウェブサイトにて、一定期間配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ウェブサイトの経営理念にて「当社が目指すもの」および「我々が成すこと」、また「インテックグループ倫理行動基準」を掲げ従業員等が日々その徹底に努めております。 https://www.innotech.co.jp/corporate/rinen/ https://www.innotech.co.jp/corporate/csr/compliance/

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>ISO ISO14001、ISO9001を取得しております。</p> <p>電気使用合理化委員会最優秀賞 2018年2月、当社ビルの使用電力量の大幅削減が評価され、「関東地区電気使用合理化委員会」最優秀賞を受賞しました。</p> <p>横浜・F・マリノス法人会に加入 横浜・F・マリノスはホームタウンをスポーツで豊かにすることを目指し、「行政・市民・クラブ」が一体となった「ふれあいサッカー」プロジェクト等の地域貢献に寄与することで社会に貢献していく活動を行っております。 当社は同法人会の「ゴールドメンバー」として加入しており、一例として電動車椅子サッカー大会の運営を通じた障がい者支援等を行っております。</p> <p>一般社団法人富士山チャレンジプラットフォームへの参画 ビーコンを使って登山者の移動データを集めて活用・解析し、登山者が安心して登ってもらおうというコンセプトをもとに設立された同社団に当社が参画しております。 今後はデータを解析することで、登山者の安全向上や混雑緩和、入山料や登山保険などの仕組みの構築に役立てる計画です。</p> <p>災害時の被災地への支援活動 当社グループでは、東北地方太平洋沖地震および熊本地震において、日本赤十字社を通じて義援金の寄付をおこなっております。</p> <p>IT人材の育成 主に中高生向けにプログラミング教育を行う企業への資本参加を決定いたしました。 次世代を担う若者や女性、障がい者に対して、IT教育の機会を提供し、様々な社会的課題の解決へ貢献する計画です。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社ウェブサイトにて、当社のIRポリシーを掲載しています。 https://www.innotech.co.jp/ir/policy.html</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を決議し、社内に設置した内部統制事務局を中心に、内部統制システムを整備、運用しております。当社はこの「内部統制基本方針」を次のとおり決定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、「イノテックグループ倫理行動基準」を策定し、当社グループの取締役の法令順守の徹底を図り、誠実に行動することを義務づける。

ロ. 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。

ハ. 当社は、当社グループにおける内部通報制度として、「イノテックグループ外部通報窓口」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、その職務の執行に係る文書及び電磁的記録その他の重要な情報については、「文書管理規程」等の社内規程に従って、適切に保存及び管理を行う。

ロ. 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

ハ. 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適切に開示する。

(3) 損失の危機の管理に関する規則その他の体制

イ. リスク管理体制に係る「経営危機管理規程」を整備し、当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取り組みを行うとともに、当社グループの損失危機に対する対応の周知徹底を図る。

ロ. 経営危機が発生したときは、直ちに対策本部を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月1回これを開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。

ロ. 取締役会にて業務分掌を定め、各取締役の権限については職務権限規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。

ハ. 経営方針の策定、全体的な重要な事項について検討する経営会議を定期的で開催するものとする。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。

ロ. 当社取締役がグループ各社の取締役を兼務し、子会社の事業状況その他の重要な事項について随時適切に報告を受ける。

ハ. 当社内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役の指示命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。

ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役及び内部監査室等から不当な制約を受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、直ちに当社監査役に報告する。

ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

ハ. 当社内部監査室及び関連部門は、当社監査役に対して定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行う。

ニ. 監査役への報告については、当該報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

(8) その他の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に意見交換を行う。

ロ. 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に付議資料を閲覧する。

ハ. 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した時は、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用は会社に求めることとする。

ニ. 監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社グループの金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、代表取締役の指示のもと内部統制の整備を行い、当社内部監査室が整備及び運用の評価を継続的に行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社グループは、反社会的勢力の経済活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、「イノテックグループ倫理行動基準」、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力との係わり方について定め、反社会的勢力の排除に向けて取り組みを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記【1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】の(10)にて定めておりますが、具体的には次のとおりです。

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断は、コンプライアンスの点だけでなく企業防衛の観点からも重要との認識に立ち、「イノテックグループ倫理行動基準」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは合法的であると否とを問わず、一切の関係を遮断する」と明文化しております。

反社会的勢力への対応については、「イノテックグループ倫理行動基準」に従い、「すべての従業員等が果たすべき責任」として取り組み、社員

は反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、当該情報を速やかに総務人事部長へ報告することとなっております。必要に応じて警察当局、関係団体などと十分連携し、組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

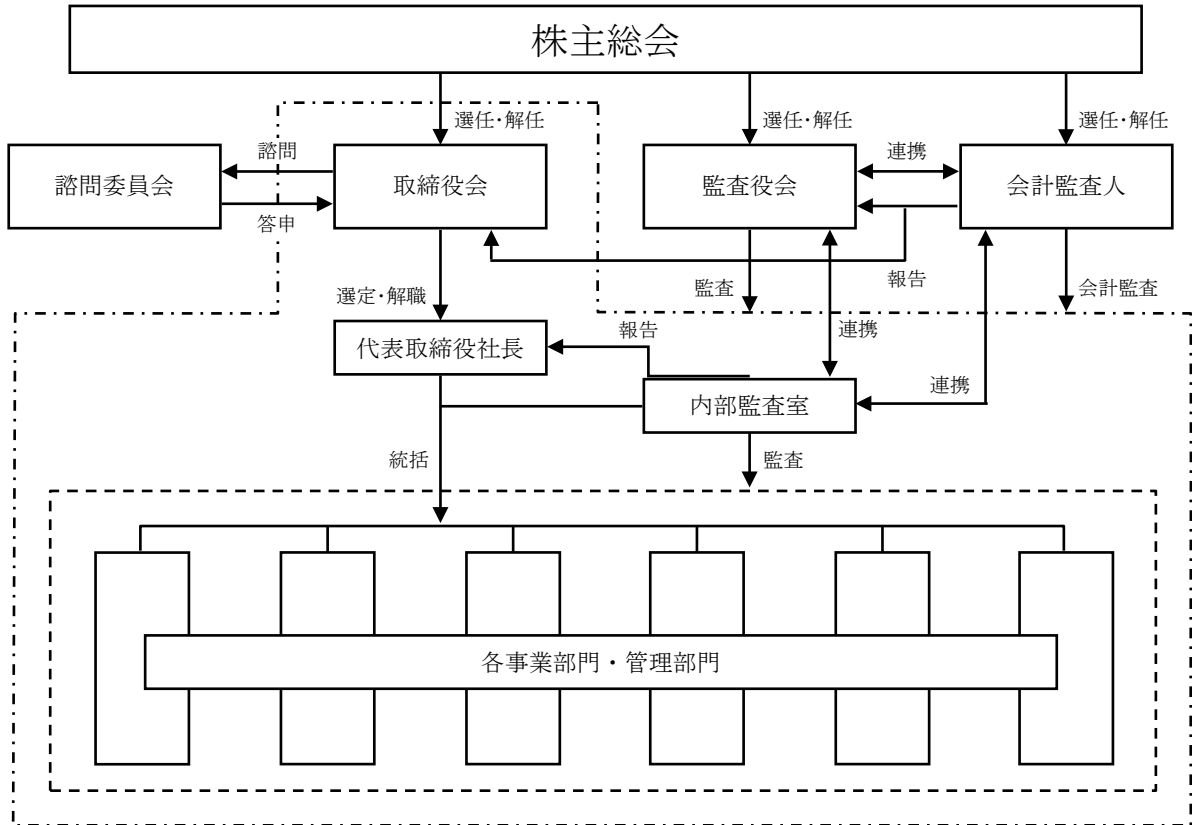
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

別添: 当社社内取締役の個々の選任・指名理由

当社における地位	氏名	選任理由
取締役会長	澄田 誠	証券系経済研究所や国際機関において得た半導体業界に関する広い知見、及び半導体製造装置事業、新規事業開発、管理などの分野での豊富な経験に加え、2007年より代表取締役社長として当社の経営を担ってきた実績を有しております。今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、選任しております。
代表取締役社長	小野 敏彦	半導体業界における豊富な経験と長年の経営実績に加え、2012年より当社代表取締役副社長、2013年からは代表取締役社長として、当社の経営を担ってきた実績を有しております。今後も、これらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、選任しております。
代表取締役専務	大塚 信行	当社の半導体テスト事業を立上げ時から育成してきた経験、実績に加え、国内外の子会社の経営にも参画し、経営面でも豊富な経験を有しております。2019年4月より代表取締役専務に就任し、今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、選任しております。
取締役	鎗木 祥介	組込みソフトや電子部品事業における豊富な経験に加え、当社子会社の代表取締役社長としての長年の経営実績を有しております。今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、選任しております。
取締役	高橋 尚	半導体設計ツールや設計サービスにおける豊富な経験に加え、当社の当該事業の経営を担ってきた実績を有しております。また、子会社の代表取締役として新規事業の育成にも貢献してきました。今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、選任しております。
取締役	棚橋 祥紀	金融業界や事業会社経営企画部門での豊富な経験により、財務、企画管理等の分野で幅広く経営に携わってきた実績を有しております。当社では、管理部門の責任者としての立場に加え、主要な子会社の役員として経営を担ってきております。今後もこれらの経験を当社の経営に活かすことが期待されるため、選任しております。
取締役	劉 俊良	台湾や中国、シンガポールを中心にアジアや欧米の半導体業界において豊富な経験を有し、また STAr Technologies, Inc.の創業者として長年の経営実績を持ち、同社の発展に強いリーダーシップを発揮しております。今後、半導体テスト事業を中心とした当社グループの事業のグローバル化を推進する上で、同氏の知見や経験を活かすことが期待されるため、選任しております。

企業統治の体制（模式図）



適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、会社情報の適時開示が上場会社として重要な責務と考え、内部情報管理を徹底するとともに、適時適切な開示を行うよう努めております。

当社の適時開示に係る基本方針、社内体制の概要は、次のとおりです。

1. 情報開示の基準

適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を適時・適切に実施しております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様をはじめとしたステークホルダーに、当社を理解していただくために有効と判断した情報については、積極的に開示する方針としております。

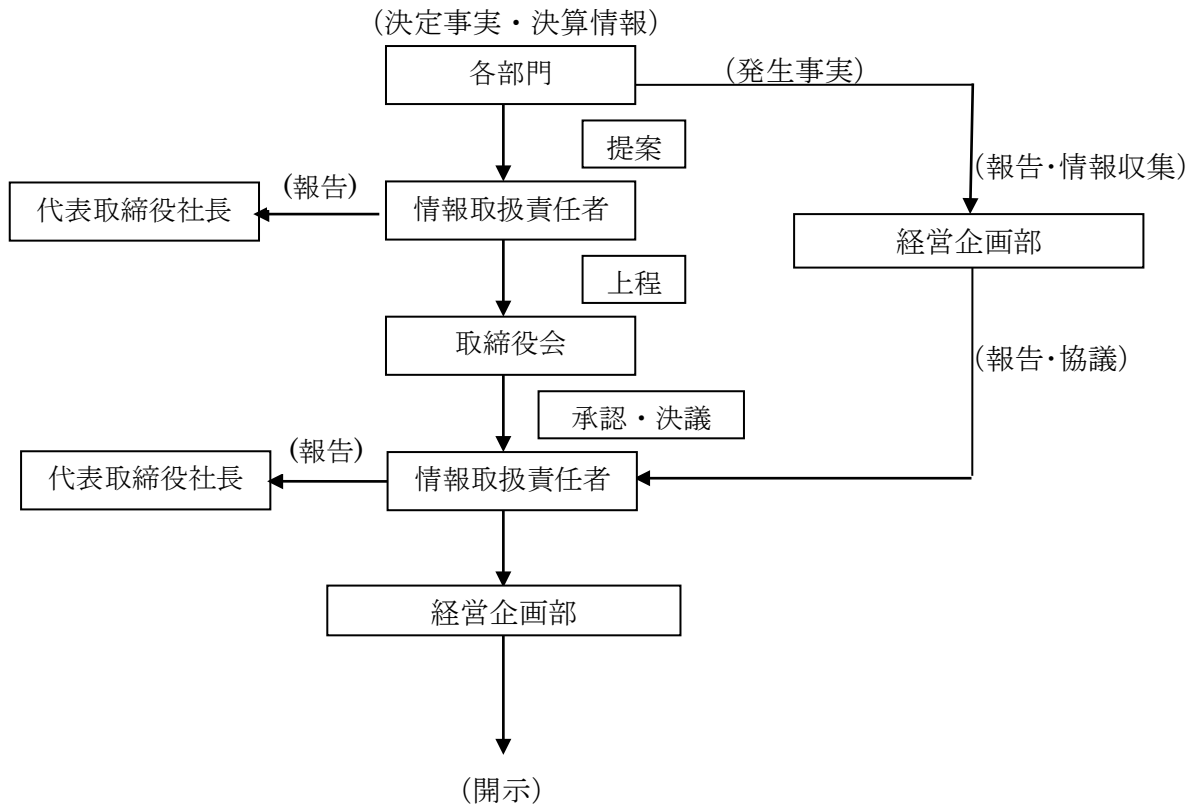
2. 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報は同規則に則り開示するとともに、その後、当社のホームページにて、できるだけ速やかに公開することとしております。また、適時開示規則に該当しない情報を開示するに当たっても、適時開示の趣旨を踏まえた適切な方法で、当該情報がステークホルダーに伝達されるよう配慮しております。

3. 適時開示に係わる社内手続き

- ① 重要な会社情報は、情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者は、内容及び適時開示の必要性の有無などを審議するとともに、必要な場合には代表取締役社長へ報告します。また、取締役会の決定を必要とされる事項については取締役会に上程されます。
- ② 情報開示実施担当部署の経営企画部は、決定事実のほか発生事実の把握に努めると共に、適時開示すべき情報への適合の有無を関係者と協議の上、情報取扱責任者に報告します。
- ③ 適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、その他の法令及び証券取引所の要請に基づく適時開示制度の趣旨及び制度を十分に理解し、情報取扱責任者の指示に基づき経営企画部より速やかに開示いたします。

上記を図によって示すと次のとおりであります。



以上